

熱海市災害時要援護者避難支援計画  
(第三版)

熱 海 市

平成24年3月

## 目 次

### 第1章 基本的な考え方

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 趣旨 .....                     | 1 |
| 2 位置づけ .....                   | 1 |
| 3 構成 .....                     | 1 |
| 4 避難支援体制の整備方針 .....            | 1 |
| (1) 対象者 .....                  | 1 |
| (2) 対象災害・地域 .....              | 2 |
| 5 推進体制 .....                   | 2 |
| 6 関係機関等の役割 .....               | 4 |
| (1) 市の役割 .....                 | 4 |
| (2) 自主防災組織の役割 .....            | 4 |
| (3) 民生委員・児童委員の役割 .....         | 5 |
| (4) 社会福祉協議会の役割 .....           | 5 |
| (5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割 ..... | 5 |
| (6) 消防本部（消防団含む）の役割 .....       | 5 |
| (7) 教育委員会事務局の役割 .....          | 6 |
| (8) 県健康福祉センターの役割 .....         | 6 |
| (9) 県危機管理局の役割 .....            | 6 |
| (10) 熱海警察署の役割 .....            | 6 |

### 第2章 要援護者情報の把握・共有

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 要援護者リストの作成 .....           | 8  |
| (1) 要援護者リストの目的 .....         | 8  |
| (2) 要援護者リストの対象者 .....        | 8  |
| (3) 情報収集方法 .....             | 9  |
| (4) 収集する内容 .....             | 9  |
| 2 要援護者リストの提供、管理 .....        | 9  |
| (1) 要援護者リストの提供先 .....        | 9  |
| (2) 要援護者リストの適正管理 .....       | 9  |
| (3) 要援護者リストの更新 .....         | 10 |
| 3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用 ..... | 10 |

### 第3章 避難行動要支援者の要援護者台帳の作成

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 避難行動要支援者の把握      | 11 |
| 2 | 要援護者台帳の作成        | 11 |
|   | (1) 要援護者台帳の作成方法  | 11 |
|   | (2) 要援護者台帳の内容    | 11 |
| 3 | 要援護者台帳の共有、管理     | 12 |
|   | (1) 要援護者台帳の共有の範囲 | 12 |
|   | (2) 要援護者台帳の適正管理  | 12 |
| 4 | 要援護者台帳の確認        | 12 |

### 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 避難支援の実施体制             | 14 |
|   | (1) 市における避難支援体制       | 14 |
|   | (2) 地域における避難支援体制の整備   | 14 |
|   | (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備 | 14 |
|   | (4) ボランティア団体等との連携     | 14 |
| 2 | 情報伝達体制の整備             | 15 |
|   | (1) 要援護者への情報伝達        | 15 |
|   | (2) 避難支援者への情報伝達       | 15 |
|   | (3) 避難支援関係機関への情報伝達    | 15 |
| 3 | 要援護者の避難支援方法等の普及       | 17 |
| 4 | 避難支援訓練の実施             | 17 |
| 5 | 安否確認情報の収集体制           | 17 |
|   | (1) 避難行動要支援者の安否情報の収集  | 17 |
|   | (2) 避難支援者からの報告        | 17 |

### 第5章 避難所等における支援体制

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 避難所等における要援護者支援体制 | 18 |
|   | (1) 開設の周知        | 18 |
|   | (2) 避難所との連携      | 18 |
|   | (3) 支援体制の確認      | 18 |
|   | (4) 優先的支援の実施     | 18 |
| 2 | 福祉避難所            | 18 |
|   | (1) 福祉避難所の指定     | 18 |
|   | (2) 福祉避難所の確保     | 19 |
|   | (3) 設置・運営等       | 19 |

用語の説明

様式1～3

## 第1章 基本的な考え方

### 1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも、災害時要援護者（※用語の説明）（以下「要援護者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

市は、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行なうため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要援護者避難支援計画（※用語の説明）（以下「避難支援計画」という。）を作成する。

### 2 位置づけ

避難支援計画は、「熱海市地域防災計画」の中の要援護者対策のうち、避難支援及び災害予防に関する事項を具体化したものである。

### 3 構成

避難支援計画は、要援護者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）」で構成する。

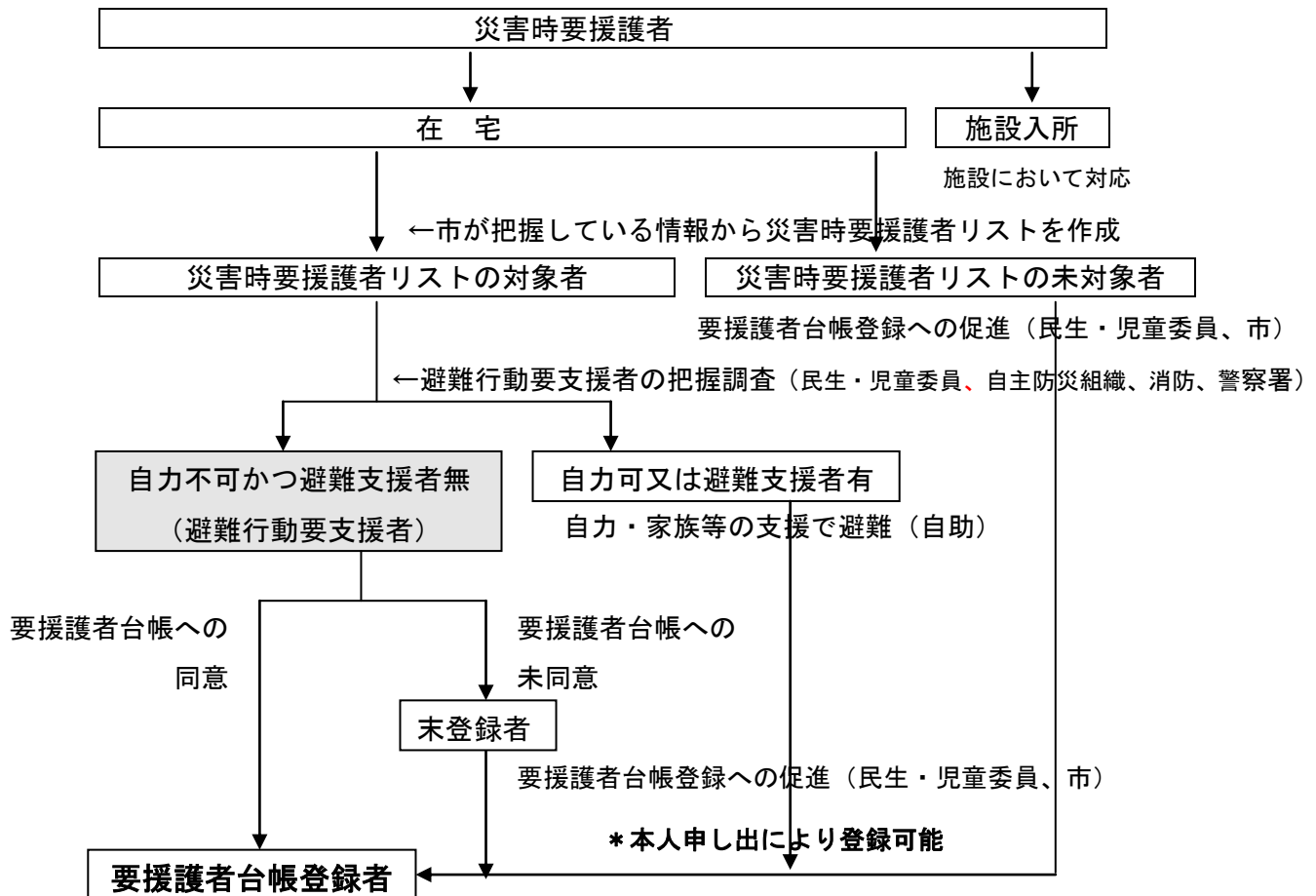
なお、本市においては、「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画」を災害時要援護者台帳（以下「要援護者台帳」という。）と称する。

### 4 避難支援体制の整備方針

#### （1）対象者

要援護者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（以下「避難行動要支援者（※用語の説明）」という。）について、重点的・優先的に進める。

## 避難支援計画（要援護者台帳）の対象者



重点的・優先的に支援体制の構築を推進・・・地域、民生・児童委員、市、県が連携して支援

### （２）対象災害・地域

避難支援計画は、風水害、地震、津波、火山噴火等全ての災害を対象とし、対象地域は、市全域とする。

## 5 推進体制

市は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局と防災担当部局で構成する災害時要援護者対策班を設置する。

要援護者対策班は、関係機関と連携し、要援護者の避難支援対策を推進する。

## 災害時要援護者対策班

### 【位置づけ】

平常時は、市の防災担当部局及び福祉担当部局による横断的なプロジェクト・チームとして設置する。

災害時は、市災害対策本部の福祉担当部局内に設置する。

### 【構成】

平常時は、市の防災担当課、福祉担当関係部課で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては、民生・児童委員、消防、警察、自主防災組織等の関係者の参加を得ながら進める。

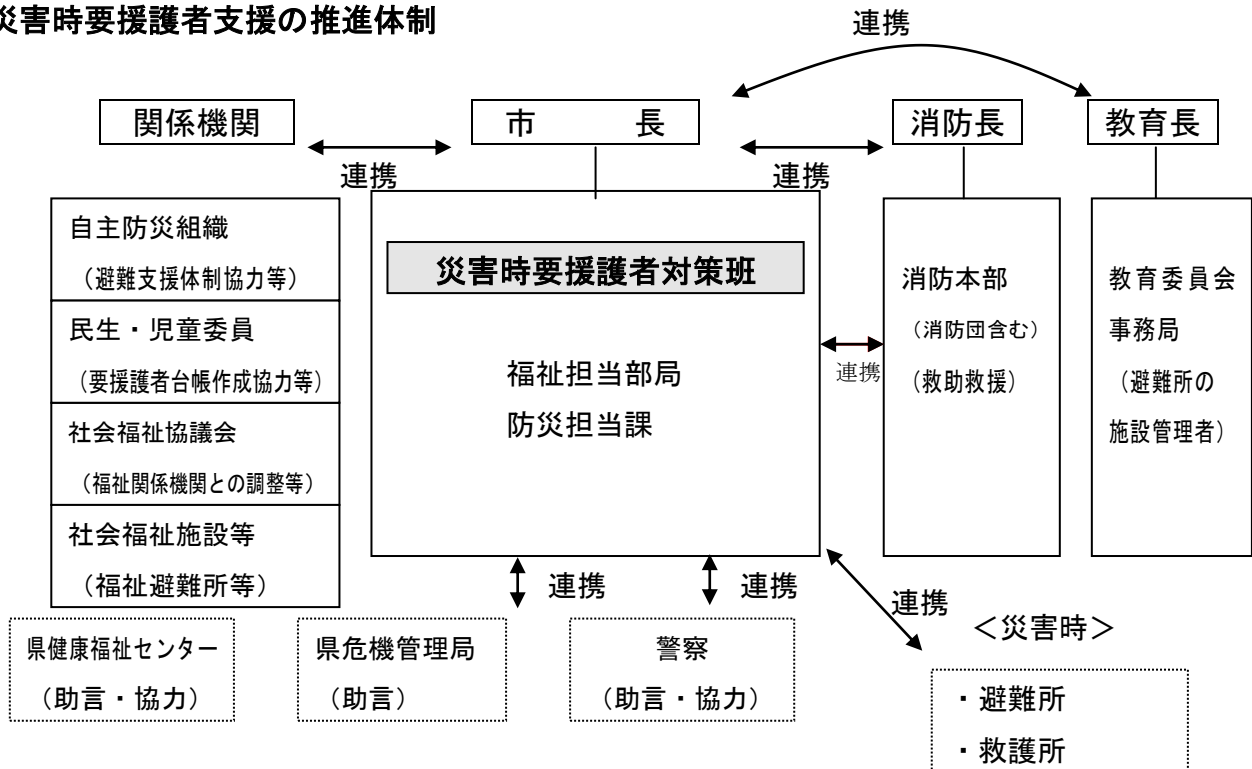
災害時は、基本的に市災害対策本部の福祉担当部局で構成する。

### 【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行う。

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難状況の把握、避難所等との連携・情報共有、単独の避難所に対応できない場合の広域調整等を行う。

## 災害時要援護者支援の推進体制



## 6 関係機関等の役割

### (1) 市の役割

#### ① 市福祉担当部局の役割

##### <平常時>

ア 要援護者対策班設置

イ 高齢者や障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づき作成する災害時要援護者リスト（※用語の説明）（以下「要援護者リスト」という。）の作成及び民生・児童委員への提供

ウ 避難行動要支援者の把握と要援護者台帳の作成（民生・児童委員等と連携して実施）

エ 要援護者台帳作成のための同意の働きかけ

オ 要援護者台帳作成についての広報等

カ 福祉避難所（※用語の説明）の指定及び協定の締結

キ 要援護者本人、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

##### <災害時>

ア 市災害対策本部の福祉担当部局内に要援護者対策班を設置

イ 避難・安否確認の状況把握

ウ 避難所と連携した要援護者支援

エ 福祉避難所の開設・連携

#### ② 市防災担当部局の役割

##### <平常時>

ア 要援護者対策班設置

イ 要援護者台帳の共有

ウ 要援護者台帳作成についての広報等

エ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

オ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

##### <災害時>

ア 避難準備情報等の発令・伝達

イ 避難所の開設

ウ 福祉避難所の運営支援

### (2) 自主防災組織の役割

##### <平常時>

ア 要援護者台帳の共有

イ 避難行動要支援者の把握調査への協力

ウ 市の実施する要援護者台帳作成への協力

エ 要援護者台帳の変更・修正に関する市への協力

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び自主防災組織避難支援担当者への避難準備情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- ウ 避難所の運営支援

(3) 民生委員・児童委員の役割

<平常時>

- ア 要援護者リストの共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 要援護者台帳作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- エ 市の実施する要援護者台帳作成への協力
- オ 要援護者台帳の新規登録、変更・修正に関する市への情報提供

<災害時>

- ア 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の避難・安否確認への協力

(4) 社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 災害ボランティア組織の育成等、地域福祉の推進
- イ 要援護者台帳作成についての広報
- ウ 避難行動要支援者や関係団体等への働きかけ

<災害時>

- ア 市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 在宅の要援護者の要援護者台帳作成のための同意への協力（通所）
- イ 在宅の要援護者の情報の変更・修正に関する市への情報提供（通所）
- ウ 在宅の要援護者の避難支援（移動手段）への協力（通所・入所）
- エ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力（通所・入所）

<災害時>

- ア 要援護者の受入（通所・入所）

(6) 消防本部（消防団含む）の役割

<平常時>

- ア 要援護者の避難支援体制整備への協力
- イ 要援護者台帳の共有
- ウ 要援護者への火災予防等啓発活動の実施



<災害時>

- ア 被災者の救援・救助、安否確認等への協力
- イ 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力

(7) 教育委員会事務局の役割

<平常時>

- ア 避難所の施設管理者として、要援護者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認
- イ 避難所の要援護者支援に関する訓練・研修への協力

<災害時>

- ア 要援護者支援に関する避難所管理上の調整

(8) 県健康福祉センターの役割

<平常時>

- ア 市への特定疾患医療受給者に係る情報の提供
- イ 要援護者台帳作成のための同意について、避難行動要支援者（難病患者）への働きかけ
- ウ 要援護者台帳作成への助言、情報提供

<災害時>

- ア 難病患者の安否確認への協力
- イ 避難後の要援護者支援に関する連絡調整及び支援

(9) 県危機管理局の役割

<平常時>

- ア 情報伝達体制の整備に関する助言
- イ 要援護者台帳作成に関する助言
- ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言

<災害時>

- ア 静岡県災害対策本部方面本部各班の対策に関する調整

(10) 熱海警察署の役割

<平常時>

- ア 要援護者の避難支援体制整備への協力
- イ 要援護者台帳の共有
- ウ 要援護者台帳作成への助言、情報提供

<災害時>

ア 被災者の救援・救助、安否確認等への協力

イ 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力

## 第2章 要援護者情報の把握・共有

### 1 要援護者リストの作成

市福祉担当部局は、把握している高齢者や障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づき、要援護者リストを作成する。

#### (1) 要援護者リストの目的

要援護者リストは、以下の目的に限定し使用する。

- ア 在宅の要援護者の全体把握
- イ 避難行動要支援者の把握調査及び要援護者台帳作成促進
- ウ 災害時の避難支援及び安否確認

#### (2) 要援護者リストの対象者

一般に、高齢者や障害のある人等の要援護者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、市は被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下に規定する在宅の要援護者を対象として要援護者リストを作成する。

|   | 対象者  | 担当課       |
|---|--|-----------|
| ア | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者  | 介護保険担当課   |
| イ | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者                   | 障害福祉担当課   |
| ウ | 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者 | 障害福祉担当課   |
| エ | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第52条の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者   | 障害福祉担当課   |
| オ | 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者   | 県熱海保健所担当課 |
| カ | 前各号に準じる状態にある者  |           |

### (3) 情報収集方法

市は、熱海市個人情報保護条例第11条第2項第4号に規定する「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に基づき、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、必要な制限を付し、又は必要な個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることを前提に、以下の台帳等に登載されている情報を要援護者リスト作成のために利用する。

- ア 要介護・要支援認定台帳
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ 自立支援医療費の申請受理簿

また、同条例第6条第2項に規定する「法令又は条例に基づく場合」に基づき、以下の情報を県健康福祉センターから取得する。

- オ 特定疾患医療受給者に係る情報

### (4) 収集する内容

要援護者リストは、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所

## 2 要援護者リストの提供、管理

### (1) 要援護者リストの提供先

市福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、熱海市個人情報保護条例第11条第2項第4号に規定する「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に基づき、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、必要な制限を付し、又は必要な個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることを前提に、要援護者リストを福祉関係課で一元化するとともに、必要のある場合は条件を付して、民生・児童委員に提供する。

### (2) 要援護者リストの適正管理

要援護者リストの原本は市福祉担当部局が保管し、副本はリストの提供を受けた者が保管する。

要援護者リストは熱海市個人情報保護条例の目的外利用の及び外部提供の例外規定に基づき、避難行動要支援者の把握及び要援護者台帳作成促進の避難支援の目的のみに使用する。

また、要援護者リストの提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、市職員、警察職員、民生・児童委員は守秘義務を厳守する。また、情報共有者は、要援

護者リストの外部流出や目的外使用されないよう情報の適正管理を徹底する。

(3) 要援護者リストの更新

市福祉担当部局は、毎年、要援護者リストの更新を行い、必要に応じて民生・児童委員等に提供する。

3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

市は、災害発生時において、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を安否確認、救出救助に活用する。

### 第3章 避難行動要支援者の要援護者台帳の作成

#### 1 避難行動要支援者の把握

市は、民生・児童委員等とともに状況を調査し、個人情報保護に配慮しながら避難行動要支援者を把握する。

#### 2 要援護者台帳の作成

##### (1) 要援護者台帳の作成方法

市は、避難行動要支援者について、自主防災組織、民生・児童委員等の協力を得て、要援護者台帳作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について要援護者台帳を作成するものとする。

また、要援護者台帳に本人が記載できない場合は、家族等の意志の確認により家族または民生・児童委員が代筆できるものとする。

なお、本人の申し出により市または民生・児童委員を通して要援護者台帳を作成することもできる。

##### (2) 要援護者台帳の内容

要援護者台帳の作成にあたっては、避難時の留意事項等について確認し、下記事項の内容を記載するものとする。様式は、様式2に定めるものとする。

##### ア 避難支援者

避難支援者は、自主防災組織避難支援担当者とし、日頃の防災訓練等を通して、要援護者台帳登録者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

##### イ 情報伝達での留意事項

「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等障害の状況に応じた留意事項を明記する。

##### ウ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報を明記する。

##### エ 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

##### オ 避難先での留意事項

聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

### 3 要援護者台帳の共有、管理

#### (1) 要援護者台帳の共有の範囲

要援護者台帳の原本は、市福祉担当部局が保管し、副本は、市防災担当部局、消防本部（消防団含む）、警察署、避難行動要支援者本人、民生・児童委員、自主防災組織が共有する。

#### (2) 要援護者台帳の適正管理

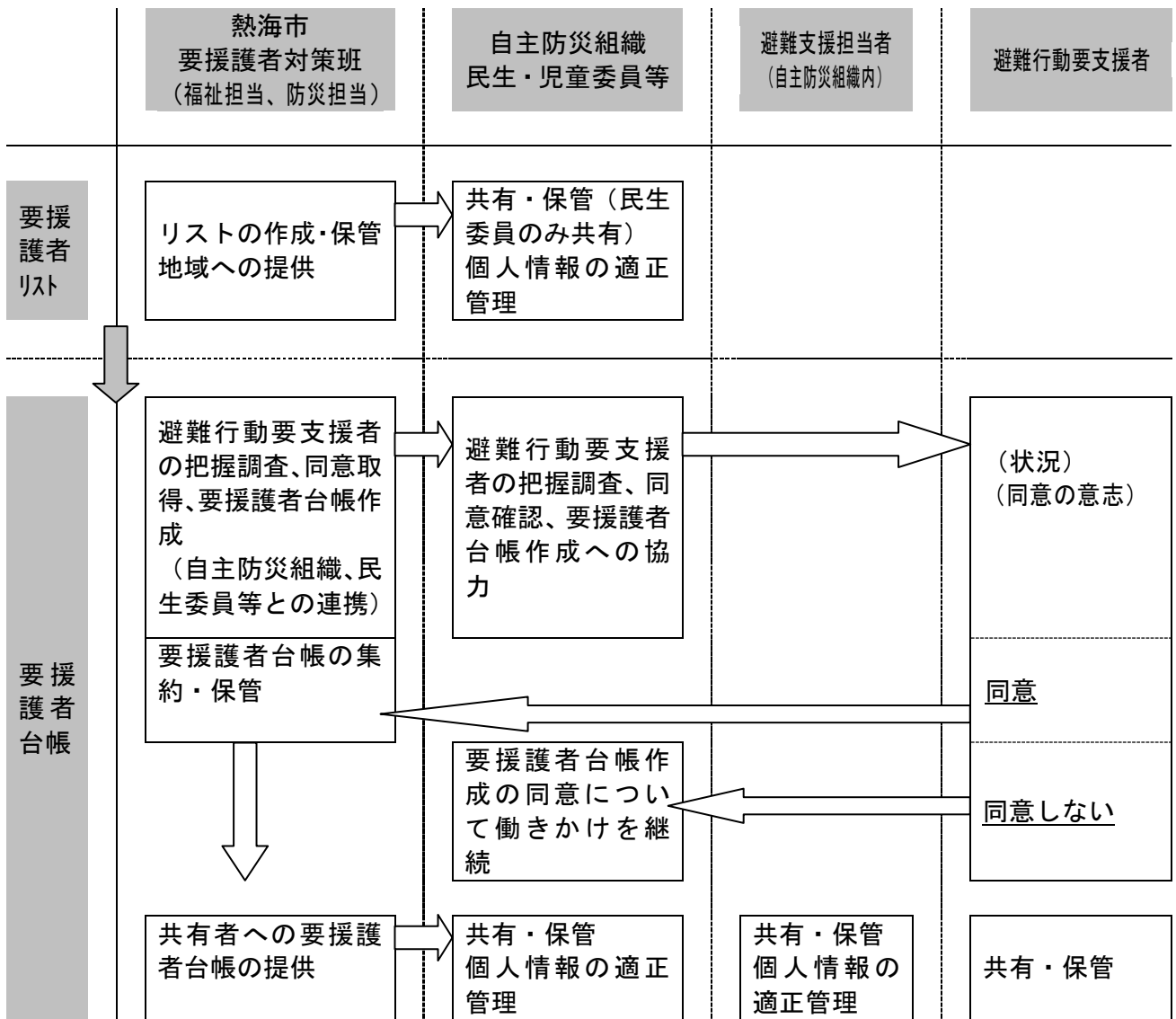
要援護者台帳を保管する者は、避難支援及び災害予防の目的以外に要援護者台帳を使用してはならない。

また、要援護者台帳を保管する者は、保管に当たり、要援護者が同意した者以外が閲覧することのないよう、情報管理に十分配慮する。

### 4 要援護者台帳の確認

市は、民生・児童委員の協力を得て、毎年要援護者台帳の内容について本人もしくはその家族等に確認する。内容に変更がある場合は、市福祉担当部局は保有する要援護者台帳を修正するとともに、市防災担当部局、民生・児童委員、消防、警察、自主防災組織の情報共有者の要援護者台帳を正しい情報に更新する。

## 要援護者台帳の作成フロー



※避難支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と要援護者台帳作成は同時に行う。

### 要援護者リスト・要援護者台帳の作成、共有

| 区分          |    | 市     |    | 消防本部<br>(消防団含む) | 熱海<br>警察署 | 自主防災<br>組織 | 民生委員<br>児童委員 | (福)社会福祉協議会、<br>社会福祉施設 等 |
|-------------|----|-------|----|-----------------|-----------|------------|--------------|-------------------------|
|             |    | 防災    | 福祉 |                 |           |            |              |                         |
| 要援護者<br>リスト | 作成 | ×     | ◎  | ×               | ×         | ×          | ×            | ×                       |
|             | 共有 | 発災時のみ | ○  | 発災時のみ           | 発災時のみ     | ×          | ○            | ×                       |
| 要援護者<br>台帳  | 作成 | 協力    | ◎  | 協力              | 協力        | 協力         | ○            | 必要に応じ協力                 |
|             | 共有 | ○     | ○  | ○               | ○         | ○          | ○            | 必要に応じ共有                 |

※主に実施…◎、実施…○



## 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

### 1 避難支援の実施体制

#### (1) 市における避難支援体制

市は、要援護者の支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等、市の体制を整備する。

また、災害時に、市災害対策本部を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要援護者が避難支援を受けられない場合や自主防災会避難支援担当者が避難支援を行えない場合等に備え、福祉担当部局内に、要援護者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

#### (2) 地域における避難支援体制の整備

自主防災組織避難支援担当者は、災害発生時に、要援護者台帳に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織へ連絡するものとする。また、自主防災組織においても支援が実施できないときは、市災害対策本部へ連絡するものとする。

市、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、要援護者台帳登録者の居宅の家屋が倒壊している等、自主防災組織が対応できない場合は、市災害対策本部へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

#### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市などから提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際の迅速・確実な避難支援を行うよう努めるものとする。

#### (4) ボランティア団体等との連携

市、社会福祉協議会及び自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

## 2 情報伝達体制の整備

### (1) 要援護者への情報伝達

市は、防災行政無線のほか、行政無線の戸別受信機、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要援護者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

#### <情報伝達手段>

- ア 防災行政無線の活用（戸別受信機含む）
- イ ファクシミリの活用
- ウ 携帯電話メール（災害情報配信サービス（※用語の説明））
- エ 放送事業者への情報提供
- オ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供
- カ 広報車、消防団による広報

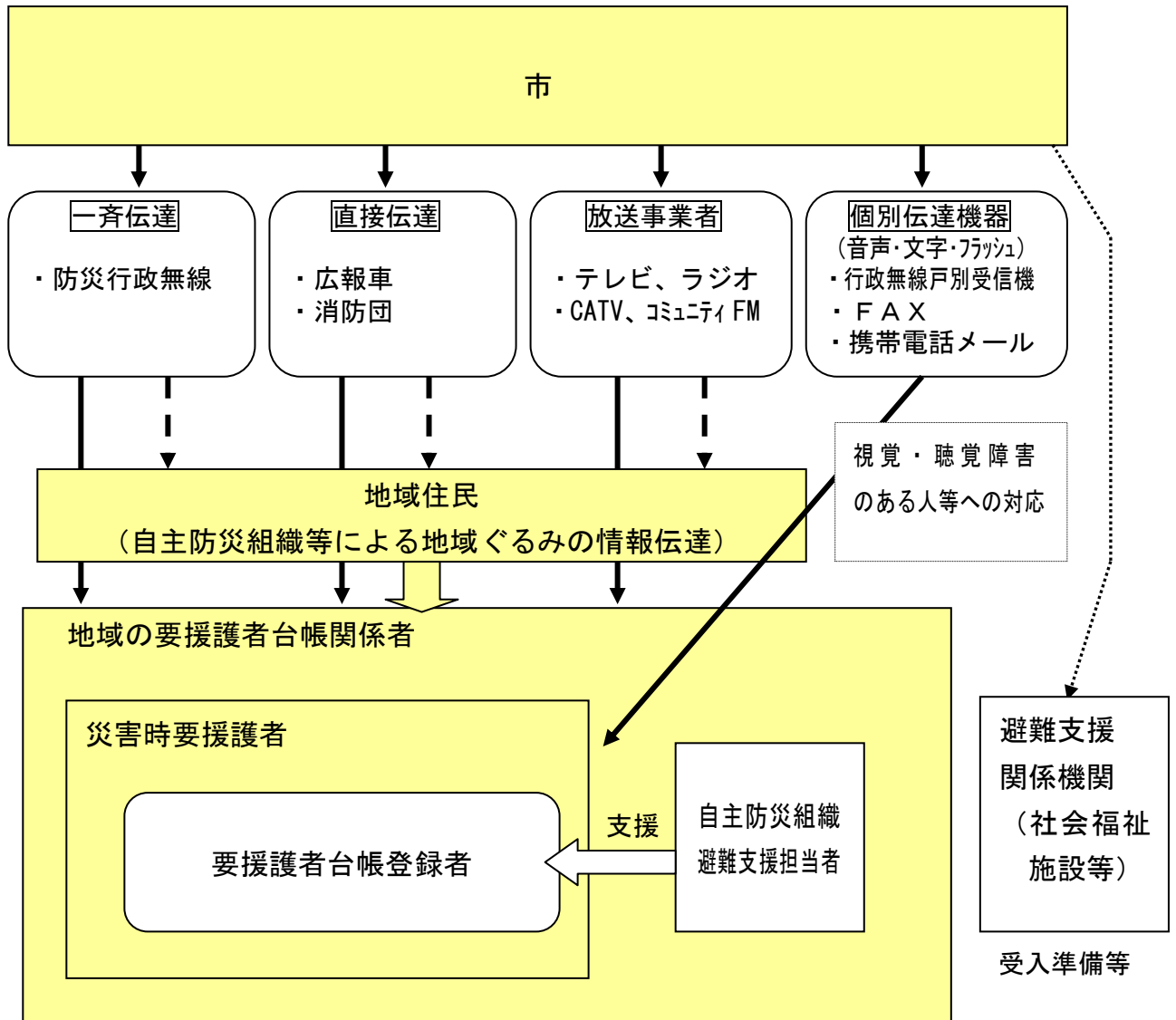
### (2) 避難支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制などを使って地域住民に情報を伝達することにより、自主防災組織避難支援担当者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

### (3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

# 災害時要援護者避難支援の情報伝達フロー



### 3 要援護者の避難支援方法等の普及

市は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、消防団、自主防災組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や避難支援計画の必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

### 4 避難支援訓練の実施

市防災担当部局は、要援護者の避難支援に関係する自主防災組織等の機関と協力・連携し、防災訓練等において要援護者の避難支援訓練を実施する。

### 5 安否確認情報の収集体制

#### (1) 要援護者台帳登録者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所等において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要援護者台帳登録者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市は、市災害対策本部の福祉部局が中心となり、要援護者台帳登録者の安否情報を収集する。

#### (2) 避難支援者からの報告

自主防災組織避難支援担当者は、要援護者台帳登録者を避難先へ移送した場合や要援護者台帳登録者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は市災害対策本部に報告するものとする。

## 第5章 避難所等における支援体制

### 1 避難所等における要援護者支援体制

#### (1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

#### (2) 避難所との連携

市は、市災害対策本部の福祉担当部局が中心となり、自主防災組織や福祉関係者等の協力により各避難所と連携し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

#### (3) 支援体制の確認

市防災担当部局及び避難所の施設管理者は、平常時から、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握するよう努める。

市防災担当部局は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者の協力を得て、各避難所で要援護者対応に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要援護者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

#### (4) 優先的支援の実施

避難所は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとする。

### 2 福祉避難所

#### (1) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

協定を締結した福祉避難所一覧は別紙様式3のとおりである。

(2) 福祉避難所の確保

市は、要援護者リストや要援護者台帳の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認など福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

## 用語の説明

### 【災害時要援護者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。

### 【災害時要援護者避難支援計画】

市が作成する一人ひとりの災害時要援護者に対する具体的な避難支援計画。

市の災害時要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、災害時要援護者リストの提供先、保管などの**全体的な考え方**と災害時要援護者一人ひとりに対する避難方法等を記載した**要援護者台帳**で構成する。

平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）において、作成の必要性が示されている。

### 【避難行動要支援者】

災害時要援護者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々。

災害時要援護者避難支援計画を優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本計画では、災害時要援護者リストに記載した要援護者と民生・児童委員の地域の状況把握の中から、民生・児童委員が調査・把握することとしている。

### 【災害時要援護者リスト】

本計画において、災害時要援護者避難支援計画作成の基本となる要援護者の情報共有を目的に、市福祉担当部局が把握している障害のある人等の災害時要援護者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成するリストをいう。

### 【災害時要援護者対策班】

災害時要援護者の支援のため、市に設置する部局横断的な対策班。

平常時は、福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクトチームであり、災害時要援護者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉担当部門に設置し、災害時要援護者（要援護者台帳登録者）の避難や避難後の支援などの業務を行う。

### 【福祉避難所】

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市は、福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時要援護者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、県の委任を受けた市が福祉避難所を設置した場合、おおむね 10 人の災害時要援護者に 1 人の生活相談職員（災害時要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、災害時要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けられることとされている。

### 【携帯電話メール機能による災害情報配信システム】

大規模災害時における視覚・聴覚障害者への円滑な情報提供のため、県が(株)レスキューナウと災害情報の伝達に関する協定を結び、これに基づき、県等から同社へ提供した災害情報が登録者の携帯電話へメール機能により配信されるサービスで、視覚・聴覚障害者の登録料、使用料は無料である。

県では、平成 14 年 6 月から聴覚障害者を対象に実施し、平成 15 年 12 月から視覚障害者にも対象を拡大した。

### 【避難準備情報】

避難準備情報は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難勧告の前段階で発表される避難情報で、市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にその判断基準を示すこととされている。

避難に時間を要する要援護者の避難行動の開始と避難支援者の避難行動要支援者への避難支援の開始を求めるとともに、その他の人々に避難準備を求めるもので、内閣府、消防庁等関係省庁等による「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）において提言され、平成 17 年度の国の防災基本計画に位置づけられた。

本県では、平成 18 年度の静岡県地域防災計画に位置づけられており、当市においても熱海市地域防災計画へ位置づけられている。